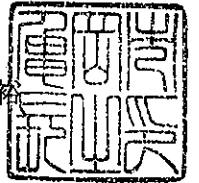


亀岡市環境基本計画推進会議

会長 田部 頼子 様

亀岡市長 桂川 孝裕



第11期亀岡市循環型社会推進審議会委員の推薦について(依頼)

晩夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市環境行政の推進に理解ご協力いただきありがとうございます。

本市では循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制、分別による減量化及び循環資源化、適正処理等を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に、亀岡市循環型社会推進条例に基づき循環型社会推進審議会を設置しているところです。

つきましてはご多忙のところ大変恐縮ではございますが、審議会設置の趣旨をご理解いただき、貴団体から審議会委員を推薦していただきますようお願い申し上げます。

なお、亀岡市は男女共同参画社会の実現に向け、審議会の女性比率を50%にすることを目標とし、その達成に向けて女性委員の積極的な登用に務めていますので、推薦していただくにあたり、ご配慮いただければ幸いです。

記

1. 添付資料

- ① 循環型社会推進審議会委員推薦概要
- ② 亀岡市循環型社会推進条例(抜粋)
- ③ 同条例施行規則(抜粋)

2. 提出書類

- ① 推薦書
- ② 承諾書(氏名欄の押印については本人の印鑑をお願いします。)

3. 提出期日

令和3年9月17日(金)

課名	環境クリーン推進課計画係
氏名	谷 健太
T E L	0771-27-2120
m a i l	Kankyo-jigyou@city.kameoka.lg.jp

## 循環型社会推進審議会委員推薦概要

### 1【循環型社会推進審議会の概要】

- (1) 名称 亀岡市循環型社会推進審議会
- (2) 概要 一般廃棄物の分別、減量化、循環資源化及び適正処理等に関する事項を市長の諮問に応じ審議する諮問機関です。  
(この審議会は、意見を聴聞するための機関であり、法的な拘束力を有する意思決定機関ではありませんので、この審議会で審議され決定もしくは答申された内容が必ずしもそのまま実現しないことをご留意ください。)
- (3) 委員構成 現構成14名(令和3年9月30日までの構成)  
(内訳)学識者2名・市民代表9名(うち公募分は市民団体代表2名、個人公募4名)・教育関係3名
- (4) 会議回数 必要に応じて開催
- (5) 委員任期 2年間(令和3年10月1日～令和5年9月30日)
- (6) 委員報酬 日額 9,700円/人(行政関係団体等は除きます)  
※なお、お支払いの際に源泉徴収税(1,710円)を差し引いた7,990円となりますので、ご留意ください。

### 2【任期】

委嘱の日から2年間です。

但し、任期中に推薦団体等の役職の交代や、団体を退任した場合については、推薦団体より、新たな委員を推薦いただき、その残任期間を任期とします。

### 3【その他】

現委員の男女比率は約6:4となっております。

次回の委員選任については、「新ゆう・あいプラン」に基づき、審議会委員の女性登用の比率50%を目標としておりますことから、推薦にあたってご配慮いただきますと幸いです。

○亀岡市循環型社会推進条例（抜粋）

平成13年3月30日

条例第13号

（亀岡市循環型社会推進審議会）

第7条 市における循環型社会推進のための一般廃棄物の減量化、循環資源化及び適正処理等に関する事項について審議するため、法第5条の2第1項の規定に基づき、亀岡市循環型社会推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市民の代表者
  - (3) 事業者の代表者
  - (4) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会の庶務は、環境先進都市推進部において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

○亀岡市循環型社会推進条例施行規則（抜粋）

平成13年3月30日

規則第22号

（循環型社会推進審議会）

第3条 条例第7条に規定する亀岡市循環型社会推進審議会(以下「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の分別、減量化及び循環利用に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び部会長は、会長が指名する。

## 亀岡市循環型社会推進審議会第10期委員名簿

選 任 区 分	役職名等	氏名	任 期
学識経験者	京都先端科学大学 バイオ環境学部 准教授	たかさわ のぶえ 高 澤 伸 江	令和3年9月30日まで
	公益財団法人亀岡市環境事業公社 事務局長	なかがわ なおと 中 川 直 人	令和3年9月30日まで
市民代表	推薦 (亀岡市自治会連合会)	亀岡市自治会連合会 副会長 ほうき よしたか 法 貴 良 好	令和3年9月30日まで
	推薦 (亀岡市環境基本計画推進会議)	亀岡市環境基本計画推進会議 委員 むらやま しゅういち 村 山 修 一	令和3年9月30日まで
	推薦 (グリーンかめおか推進会議)	グリーンかめおか推進会議 副会長 やまうち いさむ 山 内 勇	令和3年9月30日まで
	公募 (市民団体)	NPOプロジェクト保津川 代表理事 はらだ さだお 原 田 禎 夫	令和3年9月30日まで
	公募 (市民団体)	NPO亀岡人権交流センター 理事長 もり え み こ 杜 恵 美 子	令和3年9月30日まで
	公募 (市民)	個人 うめざわ としひこ 梅 澤 敏 彦	令和3年9月30日まで
	公募 (市民)	個人 きちせ すみこ 吉 瀬 澄 子	令和3年9月30日まで
	公募 (市民)	個人 せ き と く じ 関 徳 治	令和3年9月30日まで
	公募 (市民)	個人 まつ お か ず み 松 尾 和 美	令和3年9月30日まで
教育関係	推薦 (亀岡市PTA連絡協議会)	亀岡市PTA連絡協議会 庶務 ほりのうち しゅうた 堀之内 秀太	令和3年9月30日まで
	推薦 (亀岡市小学校長会)	大井小学校 校長 はらだ かつゆき 原 田 勝 之	令和3年9月30日まで
	推薦 (亀岡市中学校長会)	育親中学校 校長 しらかた あつし 白 方 淳 史	令和3年9月30日まで
委員合計		14名	